

【1】新型コロナウイルス感染症から区民生活を守るために

1. 8月3日、政府は「新型コロナウイルス感染症の重症患者や重症リスクの特に高い方以外の方は、自宅での療養を原則とする」との方針を発表した。現在、入院できずに自宅療養者が増え続けているときに、大きな危険を伴う方針転換である。
方針を撤回するよう、国に要請すること。あわせて医療体制、保健所体制の抜本的な強化に取り組むよう、国に要請すること。
2. 東京都は、国の方針に追随し、自宅療養者フォローアップセンターにおける「健康観察」等の対象者を30歳未満に制限することを決めた。
命を守ることに年齢は関係ない。自宅療養者フォローアップセンターの「健康観察」等の年齢制限をやめるよう、東京都に要請すること。
3. 臨時の医療施設や宿泊療養施設（ホテル）等の増設について
 - ① 宿泊療養施設（ホテル）を増やすよう要請すること。
 - ② 非常事態に対応した臨時の病棟を設置するよう国、東京都に要請すること。
 - ③ 区としても、区医師会と相談し、医療施設を設置すること。
4. 自宅療養者に対する、人的支援体制の強化、パルスオキシメーターの貸し出し、ネーザルハイフローの貸し出し、酸素吸入器の貸し出しなど、病状の悪化を招かない方策をとること。特に、一人暮らしの方へのフォローをしっかりとやること。
5. 自宅療養者への医師の往診の拡充、看護師の訪問看護の体制を早急に作ること。
6. 政府分科会の尾身会長が、記者会見で「職場・学校・地域のどこでも気軽に検査できる体制」が必要と述べている。「いつでも、だれでも、どこでも、何度でも」検査ができる体制をとるよう、国に要請すること。港区独自でも実施すること。
7. 高齢者や障害者施設での定期的なPCR検査を引き続き実施し、教育・保育施設でも実施するよう国や東京都に要請すること。
8. 幼稚園、小中学校、保育園（民間も含む）、中高生プラザ、窓口業務な

- ど、区民に直接接する職員については、定期的に PCR 検査などを行うこと。
9. 「休業要請は補償とセットで」の声が全国で広がっている。国に対し、休業要請にあたっては、規模に応じ、実態にみあった「休業補償」をするよう要請すること。
 10. 沖縄県の米軍基地での新型コロナウイルスの感染拡大が大問題になっている。麻布米軍ヘリポート基地には、横田基地、横須賀基地、厚木基地から米軍ヘリが飛来している。この3基地においても コロナの感染者がでていと報道されている。感染の実態、感染防止対策、麻布米軍ヘリポート基地への飛来状況、到着後の移動手段、行動、行き先を明らかにさせること。
区民の安全・安心のため、知り得た情報はホームページなどで開示すること(ニューサンノーホテル含む)。
 11. 自粛や休業要請による在宅ワークや学校休校で、手洗いや調理の回数が増え、生活用水の使用量が増えている。商店・中小企業事業者も売り上げが減り、苦しい状況に追い込まれている。全国では、政令市の名古屋、大阪、堺の3市を含む114自治体が、水道料金の全額免除や基本料金の免除などを実施している。区民や商店などの負担を軽減するため、東京都に水道料金の支払い猶予ではなく、減免・免除を要請すること。
 12. この間、頻繁に発生する地震や異常気象で大雨による災害に対応して、避難所での感染防止対策を前もって準備しておく必要がある。3密を回避するために避難所を大幅に増やすこと。段ボールベッドやついたてを確保しておくこと。
 13. 新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による、家計への影響は計り知れない。港区として全区民を対象にした「特別給付金」を支給すること。
 14. コロナの影響で、各病院は大幅な減収で危機的な状況である。第一義的には国の責任だが、墨田区などを参考に、港区として医療機関へ支援金を支給すること。
 15. 保健所の体制を抜本的に強化すること。

16. 介護事業所で感染者が発生した場合の対応について、情報提供のあり方やどの範囲に情報提供を行うかなど、事業者任せにせず、区としてマニュアルを作って行うこと。休日や夜間の連絡体制を明確にすること。
17. 国民健康保険に加入している個人事業主やフリーランス等も全て傷病手当の対象にすること。
18. 全国で、休業する事業者や売上げ減の事業者に対する、支援金・助成金を支給する自治体が広がっている。港区も、区商連、産団連、観光協会、商工会議所、理美容、クリーニング等々、関係団体の意見を聞き、支援金・助成金の支給を検討すること。
19. 国の「家賃支援給付金」制度が始まったが、5月から12月の売り上げが1か月で前年同月比50%のマイナス、連続する3か月の合計で前年同月比30%以上のマイナスが対象となっている。一番大変だった1~4月が対象にならないなど基準に問題があるため、対象にならない方が多く出る。また、港区が実施している「店舗等賃料減額助成金」の対象にならない方も多く出る。いずれも対象にならない方々の支援を実施すべきだ。
20. テナントへの家賃助成制度を創設すること。
21. 私立保育園では、自粛要請により登園する子どもが減ることによって、延長保育料等の収入減が大きい。コロナに関わる減収分は区として補填をすること。
22. 高齢者等のエアコン設置費助成制度について
 - ① 助成額は実態に見合う引き上げを行うこと。
 - ② 常時申請を受け付けること。
23. 学校の新型コロナ感染症対策として、身体的距離の確保が求められる。しかし、「35人学級」(年度毎に拡大)では2メートルはおろか1メートル空けることも不可能である。子どもや教職員の安心・安全のためにも、都独自で1学級少人数にするよう申し入れること。港区として早急を実施すること。
24. 学校と良く相談して、各学校毎に密を解消するための具体的な計画を立てること。長期計画と短期的緊急対策とを同時並行で行うこと。

25. コロナ禍の中、目に見えないストレスが予想される。スクールカウンセラーを小・中学校に常駐し、いつでも相談できる体制をとること。
26. 給食費等の納入金について、納入猶予、免除などを検討すること。
27. 登校時に検温(非接触型赤外線体温計)を必ず実施すること。手指の消毒を徹底すること。
28. コロナウイルス感染症対策とはいえ、学校で一日中マスクをする児童・生徒の熱中症リスクが高まる。換気のため窓を開けた教室は、エアコンをつけても暑くなる。文部科学省は、学校向けマニュアル(学校衛生環境マニュアル)を改訂し、「暑さで息苦しいときなど、本人の判断でマスクを外せるように」「熱中症リスクが高い場合、距離確保などが難しくても熱中症対応を優先」など、柔軟な対応を教育委員会や学校に求めている。
コロナ対策と熱中症対策とを同時にやること自体大変なことだが、児童、生徒の安全のため、文科省のマニュアルを学校に徹底し、必要な対策を行うこと。
29. 区有施設の入り口に、サーモグラフィーを設置すること。
30. 不織布マスクを用意し、必要な児童・生徒に支給すること。

【2】区民のための区政運営をすすめるために

1. 区民のプライバシー保護、サービス低下をさせないために、区の仕事の民間丸投げをやめること。
 - ① 指定管理者に委託している施設については直営に戻すこと。
 - ② 新たな指定管理は行わないこと。
 - ③ 指定管理者が、法令遵守と区との協定どおりに業務しているか、悉皆調査をすること。
 - ④ 会計年度任用職員の抜本的な待遇改善を行うこと。常用化している会計年度任用雇用や派遣労働者をやめ、正規職員を採用すること。
2. 区民課における証明書発行の窓口業務については、民間事業者への委託はやめること。

3. 総合支所制度について

- ① 窓口業務は、区民要望に迅速に対応できるよう、経験豊富な職員を配置するとともに、職員総数を増やすこと。
- ② 建築問題や環境問題など専門的・集中的に対応が必要な問題は支援部で扱うこと。
- ③ 電話交換業務は、港区コールセンターへの委託をやめ、区職員が行うこと(午後5時以降も)。
- ④ 各総合支所の区民課の各係については、午後5時で留守番電話に切り替えないこと。

4. 常勤監査委員制を採用すること。また、多様化する事務・事業に対応できるように、事務局体制を強化すること。

5. 庁舎、宿舍跡地など国有地、都営住宅跡地などの都営地などについては、区民要望に基づいて迅速に取得すること。当面、麻布警察署跡地、芝消防署跡地、赤坂台町アパート跡地、西麻布3丁目の国家公務員共済組合連合会所有地を借りるか、取得すること。

6. ちいばすの改善について

- ① 白金、白金台、三田5丁目地域にコミュニティタクシー等住民の足を確保すること。
- ② みたて団地への延伸を検討すること。
- ③ バス停にベンチ、屋根が設置可能な場所については、年次計画をたてて設置をすすめること。上屋は無理でもベンチ設置が可能などところでは設置をすすめること。
- ④ ちいばす利用者の願いである運行間隔を15分にすること。
- ⑤ 区施設を利用する人が閉館時間まで使っても「ちいばす」が利用できるよう終バス時間を延長すること。
- ⑥ 要介護者をコミュニティバスの乗車運賃助成の対象とすること。
- ⑦ 区内観光名所をめぐるルートと水辺や各放送局をめぐるルートを、2022年度中に実施ができるよう、観光協会など関係者との協議を急ぐこと。

7. 「ゆりかもめ」にシルバーパスが使えるようにすること。

8. 東京都に対して、青山北町アパート（北3団地）跡地の開発計画をや

め、防災公園など区民のための活用を要請すること。

【3】区内各地の巨大開発を抜本的に見直し、大企業の利益優先、住民追い出しをやめ、住民が安心して住み続けられるまちづくりを

1. 港区上空を低空で飛行する、新飛行ルートをやめ、海上ルートの活用を国に求めること。

2. (仮称)羽田空港アクセス線は、東海道新幹線回送車輛と航空機の騒音に、さらなる騒音が加わり、住環境を破壊するとの声が上がっている。地下化や路線をおおうなどの騒音対策をとるよう東日本旅客鉄道に要請すること。

3. 住民にとって必要のない環状4号線計画は白紙撤回するよう、東京都に要請すること。

4. 神宮外苑の景観・環境・緑と周辺環境と都民の貴重なスポーツ施設を守るため、東京都と事業者に対し「神宮外苑地区市街地再開発事業」計画の撤回を求めること。

5. これ以上の住民追い出し、環境破壊を許さないため、国家戦略特区、アジアヘッドクォーター特区、特定都市再生緊急整備地域などをやめるよう、国・都に求めること。

6. 巨大ビル建設推進を改め、区民要望の強い絶対高さ制限を全地域に導入すること。

7. 森ビルなど大企業主導の住民追い出しになる市街地再開発事業を見直すとともに、補助金支出を止めること。

8. 新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延の中、世界から企業と人を招き入れるやり方は破綻することは目に見えている。住民を巻き込む再開発優先のあり方を見直すこと。

9. 市街地再開発事業の検証については、従来から住んでいた人がどうなったのか、組合に参加した住民はどうなったのか等を含めたものとする。

10. 「まちづくり条例」を「住み続けられるまちづくり」となるよう改定し、これまでの巨大ビル建設推進策を改めること。
11. 「紛争予防条例」を条例の趣旨に沿ったものとなるよう、事業主を強力に指導すること。
12. 都市計画法第16条1項で公聴会の開催を例示している。住民の意見を反映させるための措置としているのだから、公聴会を必ず開催すること。
13. 建築計画の説明会の案内と一緒に説明会資料(図面等)を配付すること。
14. 「紛争予防条例」に基づく説明会報告書は、住民の確認なしには受け取らないこと。
15. 住宅地では、土曜日に解体工事や建設工事を行わないよう事業者を指導すること。
16. 土地活用について、学校跡地や伊豆健康学園などの区有地を安易に処分することなく、低所得者でも住める公的住宅建設、福祉・教育等用地として活用すること。
17. 港区環境影響調査制度について
 - ① 開発区域毎のアセスではなく、実態が正確に反映される総合アセスメント制度に改めること。
 - ② 事後の環境影響調査の住民説明会を行うこと。
18. 歴史的景観と文化財を守ること。
19. 高輪築堤を全面保存とし、全面公開すること。

【4】地球環境を守るために

1. 地球規模の気候変動は非常事態である。港区として「気候非常事態宣言」を行ない区民に発信すること。
2. IPCC報告書に指摘されているように、地球の気温上昇を産業革命前

と比べ1.5度未満に抑えるよう、区としてもあらゆる努力を払うこと。

3. 産業界は日本の二酸化炭素総排出量の8割を占めており、国に対して経済界との公的協定の締結を行うよう求めること。
4. ゴミを減量するため、区として事業者の排出責任、自己処理責任のチェック機能をはたすこと。
5. プラスチック製品を減らすため、具体的な対策を国とメーカーに働きかけること。

【5】高齢者の暮らし・福祉を守るために

1. 医療、介護など社会保障の改悪を行わないよう国に要求すること。
2. 後期高齢者医療制度の廃止を国に強く要求すること。
3. 後期高齢者医療制度の保険料は、国民健康保険制度と同様に世帯単位にするよう国に要求すること。
4. 70歳以上の医療費を無料にするよう国に要求すること。実現するまでは、区独自で70歳以上の高齢者の医療費を無料にすること。
5. 70歳から74歳の医療費の窓口2割負担をもとに戻すよう国に要求すること。
6. 75歳以上の医療費の窓口2割負担はやめるよう国に要求すること。
7. 国民健康保険料、介護保険料を引き下げること。
8. 国民健康保険における子どもの均等割をなくすよう国に要求すること。当面、港区独自で子どもの均等割を無料にすること。
9. 特別養護老人ホーム等介護施設にかかわる経費は、介護保険料の算定基礎から除外するよう国に要求すること。
10. 介護給付費への国庫負担を、現在の1/4から1/2に引き上げるよう国

に要求すること。実現するまでの措置として、国の負担割合を25%とし、調整交付金の5%は別枠とするよう国に要求すること。

- 1 1. 国が改善するまで、不足している調整交付金には一般財源を投入し、1号被保険者の介護保険料の軽減を図ること。
- 1 2. 介護保険料は世帯単位ではなく、被保険者の収入とすること。実現するまで国に要求すること。
- 1 3. 介護保険料の所得区分を更に細分化すること。
- 1 4. 介護保険負担限度額認定（補足給付）の収入要件と預貯金額を元（2021年7月時点）に戻すとともに、引き上げられた食費も元に戻すよう国に要求すること。
- 1 5. 希望するサービスが受けられるよう、現計画をさらに補強し、特別養護老人ホーム、ケアハウス、老人保健施設、高齢者グループホーム、小規模多機能型施設など高齢者施設の整備計画を作ること。
- 1 6. 訪問介護での生活援助の時間短縮の撤回を国に要求すること。
- 1 7. 国が改善するまで、区が生活援助の時間短縮分を補助すること。
- 1 8. 要支援1、2の人達の介護保険制度サービスを従前に戻すよう、国に要求すること。
- 1 9. 要介護1、2訪問介護（生活援助）と通所介護の「保険外し」を行わないよう国に要求すること。
- 2 0. 福祉用具の貸与の全額負担導入に反対すること。
- 2 1. 特別養護老人ホームの新規入所対象者を、原則要介護3以上に限定しているのは法律に反するので、希望者が入所できるよう改正を国に要求すること。
- 2 2. 港区の実態に合わせ、高齢者のグループホームやグループリビングな

どの家賃助成を行い、負担軽減を図ること。

23. 家族介護者への休息や休養のための支援策を検討すること。

【6】誰もが安心して生活できるための生活福祉施策の充実を

1. 生活に困ったとき、誰もが憲法25条にもとづく権利として生活保護の申請ができるように対応すること。

2. 困難なケースを抱えた相談者が増えている。ケースワーカーを増員して一人一人の相談者・被保護者の立場に立って対応すること。

3. 生活保護利用の障壁となっている不要な扶養照会をやめること。

4. 生活保護基準の削減をやめ、冬季加算を含めもとに戻すよう国に要求すること。

5. 老齢加算の復活を国に要求すること。

6. 母子加算の削減を行わないよう国に要求すること。

7. 2018年4月以降に生活保護の利用を始めた世帯へのエアコン設置が認められた。従前からの利用者でエアコンを設置する人や交換する利用者も対象にするよう国に要求すること。

8. 最近の猛暑は耐えがたく、熱中症にならないためには、一日中エアコンの使用は不可欠だ。エアコン利用の電気代に活用するため、夏季加算を国に要求すること。実現するまでの間、港区として電気代を支給すること。

9. 都心での熱中症対策として、障害者世帯、要介護4以上の家族がいる世帯、子育て世帯等へのエアコン設置費用助成を行うこと。高齢者世帯のエアコン設置費用を増額すること。

【7】すべての子どもたちが健やかに育つための施策の充実を

1. 指定管理や委託先の保育士等職員の労働条件は、区職員と同等の水準になるよう、区の責任で保障すること。

2. 公立保育園に指定管理を導入しないこと。現在、指定管理中の保育園については区直営にすること。
 3. 定員割れのための助成（特別助成）の開設5年の期限をなくすこと。
 4. 条件の整った港区保育室を早急に認可保育園とすること。
 5. 保育園の入園要件を見直すこと。
 - ① 育児休業中の要件を見直すこと。
 - ② 出産要件での入園期間（産後期間）を延長すること。
 - ③ 多胎児の場合はさらに延長すること。
 6. 認可・認証保育園、認可外保育園の保育料を、所得400万円以下の世帯については無料にすること。所得1,000万円以下の世帯の保育料を段階的に減額すること。
 7. 保育園・認可子ども園の給食費は無料にすること。
 8. 認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設について、早期に基準を満たすよう、区として支援すること。
 9. 保育園、幼稚園、学校の校庭の天然芝生（ハイブリッド芝も含め）化を進めること。
 10. 医療的ケアの必要な子どもも一時保育等を利用できるよう体制を整えること。
 11. 小学生までの医療費無料化を国に要求すること。
 12. 港区として、高校生（18歳）までの医療費を無料化すること。
 13. 子育て世代の家賃助成を行うこと。
- 【8】障害のある人が、身近な地域で働き生活できるよう、障害者福祉を充実させること
1. 精神障害者のグループホームを早期に建設すること。

2. 港区の実態に合わせ、グループホームの家賃助成を区として上乘せすること。また利用者負担分の家賃助成を引き上げること。
3. 障害者団体の学習活動支援事業の助成額を実態に合わせて引き上げること。
4. 精神障害者保健福祉手帳2級所持者にも心身障害者福祉手当を支給すること。

【9】安心して学べる学校・施設等の改善のために

1. どの子にもゆきとどいた教育を行うために
 - ① 区独自で、全学級での35人学級を早急に実現すること。
 - ② 中学校についても35人学級にするよう、国・都に要請すること。
 - ③ 30人学級を実施するよう国に要求すること。
2. 小学校の「学校選択希望制」については、通学路の安全、防災対策の面からも、廃止を含めて検討すること。
3. 保護者負担を少しでも軽減し、子育てを支援するために
 - ① 経済的な理由だけではなく、すべての生徒に、修学旅行に対する補助を教育の一環として行うこと。
 - ② 中学校の入学には多額の費用が必要だ。入学予定者に「入学祝金」を支給すること。
 - ③ 学校給食費を無料にするよう国に要求すること。実現するまでの間は区が責任をもつこと。
4. 高校の授業料の無料化に所得制限を導入しないよう国に要求すること。
5. 国・都に対して、給付型奨学金制度を拡大・充実するよう要求すること。
6. 区立幼稚園での3歳児保育を充実すること。
 - ① 全園で実施すること。
 - ② 学級数を増やし、1学級の定員を30人以下にすること。
7. 小中一貫教育については、節目の経験や、ひとり一人が大切にされる小規模校、小規模学級に方針転換を図ること。

8. 児童・生徒の増加に対応した学校施設の増設、新設を早急に行うこと。

【10】区民の生命と健康を守るために

1. WHOの勧告に従って、任意予防接種も定期接種にするよう国に求めること。

2. 基本健康診査の健診期間を延長すること。

3. 基本健康診査とは別に、港区独自に40歳以上の希望者に、聴力検査を行うこと。

4. 「さんまる健診」の対象者を20才以上に拡大すること。

5. 区民の健康を守るために、節目の年齢でCTやMRI、脳ドックの検査を受ける費用の助成を行うこと。

6. 命と健康を守るためのアスベスト対策について

① 環境課の体制、環境指導・環境アセスメント担当を抜本的に強化すること。

② 石綿含有成形板50㎡以上の建築物の解体については、大気中のアスベスト濃度の測定を義務づけること。

③ 石綿含有成形板を使用している場合は、「手作業で取り外す、または十分な散水により粉塵が飛散しないように努める」と努力義務である。川崎市のように、きちんとした除去を義務づけること。

【11】中小企業の営業とくらしを守るために

1. 利子補給の拡充、返済期間の延長、返済猶予など、中小企業の融資制度の充実を図ること。

2. 「緊急補償制度」で区の緊急支援融資を申請しても、信用保証協会や金融機関で融資が認められない場合、融資が実行できるよう区の相談体制を強化すること。

3. 無担保・無保証人の「直貸し」融資制度を創設すること。

4. 中小企業への貸し渋り、貸し剥がしをしないよう金融機関に要請するこ

と。国に対し、金融機関への行政指導を強めるよう要請すること。

5. 固定資産税の小規模非住宅用地の2割減免、小規模住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免、固定資産税の負担水準65%への軽減を来年度以降も継続するよう東京都へ申し入れること。

6. 区内中小企業・商店の仕事確保対策を強めること。

- ① 分離・分割発注をさらに拡大、徹底すること。
- ② 本庁、総合支所にとどまらず、すべての区有施設に関する部署で、地元の業者からの購入をすすめること。メーカーの直接参入はしないこと。
- ③ 区が発注する工事契約について、下請労働者を低賃金で働かせることがないように、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の推進に関する要綱」にそって、労働者の労働条件を確保するための監視システムをつくること。
- ④ 「港区が発注する契約にかかる業務に従事する労働者等の労働環境確保の推進に関する要綱」を条例に格上げすること。

【12】安定した雇用の場を確保するために

1. 保育、介護など区民サービスを改善・充実させるため、青年の雇用の場を創出すること。
2. 雇用、就職などを総合的に推進する(仮称)「雇用対策検討会」を設置し、恒常的な事業とし、関係機関にもはたらきかけること。
3. 若者を違法、無法な働かせ方で使い捨てる「ブラック企業」を無くすため、ブラック企業規制法、ブラックバイト規制法の制定を国に求めるとともに、関係機関の情報を収集し、悪質な事業者は区として公表し契約に参加させないこと。
4. 働き方改革関連法での時間外労働の上限規制は、過労死ラインの時間外労働を合法化するものであり、廃止を国に申し入れること。
5. 教員の「変形労働時間制」を導入しないこと。
6. 区内企業において、労働法が徹底され、違法労働行為をなくしていくた

めに、「サービス残業は違法」「あなたの職場に名ばかり管理職はいませんか?」などのポスター等を作成し啓発すること。

【13】平和な港区にするために

1. 憲法9条改定に反対すること。
2. 戦争と武力による威嚇、又は武力の行使を禁じている憲法9条に違反するとともに、港区平和都市宣言に逆行する「安全保障法制関連法」は廃止するよう国に要請すること。
3. 憲法99条で「…その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」とされていることから当然のことだが、港区長として、日本国憲法を遵守すること。とりわけ憲法第9条の改定に反対すること。
4. 人類史上初めて核兵器を違法とする核兵器禁止条約が2021年1月22日発効した。2021年1月22日現在、条約発効国86か国、批准国は55か国（2021年7月9日現在）に広がっている。
唯一の戦争被爆国として、日本政府が核兵器禁止条約に署名・調印するよう要請すること。
5. 核兵器禁止条約にすべての国を参加させる国際世論を高めるため、数億人規模のヒバクシャ国際署名がよびかけられている。「ヒバクシャ国際署名」に区長が率先して署名するとともに、区民に積極的にとりくむよう呼びかけること。
6. 港区の平和展に「ヒバクシャ国際署名」を置くこと。
7. 被爆者に残された時間はあまりない。区内の被爆者団体と協力し、被爆体験をはじめとする戦争体験を次世代に語り継ぐ事業を拡充すること。
そのため、教育現場での「被爆体験を聞かつどい」などをすすめること。
8. 「平和のつどい」で、被爆体験者や戦争体験者の話を聞く場を設けること。
9. 広島、長崎の平和式典に呼応して、原爆投下時間に防災無線等で区民等に黙祷をよびかけ、核廃絶を世論に訴えること。また、増上寺では8月6

日の8時15分に鐘を撞いているが、8月9日も含め、善光寺、長谷寺、泉岳寺など区内のお寺でも梵鐘を撞いてもらうよう要請すること。

10. 麻布米軍ヘリポート基地の撤去について

- ① 港区政の基本姿勢として、一日も早い撤去を国と米軍に求めること。
- ② 区議会と行政だけでなく、幅広く住民や関係者にも参加してもらい、アメリカ大使館、防衛省、東京都に対し、基地撤去を要請すること。
- ③ 米軍が約束を破り、不法占拠している青山公園の即時返還を要求すること。
- ④ 毎月の飛行状況(出発地、機種、目的、着陸時間と滞在時間など)を報告させること。
- ⑤ 港区の米軍基地(麻布ヘリ基地、ニューサンノーホテル、星条旗新聞)での、PCR検査実施数と陽性者数を公表すること。
- ⑥ 米軍ヘリ航路下の学校などに騒音計を設置して、騒音調査を継続的に実施すること。青山公園での振動、風害、排ガスの調査を行うこと。
- ⑦ 異常ともいえる低空飛行をやめるよう国へ要請すること。

11. 非核平和都市を宣言し、非核宣言自治体協議会、平和市長会議にも参加した自治体として、非核平和自治体条例を制定すること。

12. 戦争体験を語れる人が少なくなっている中で、体験の継承、若い世代に実感を伝えるため、平和資料館を建設すること。郷土歴史館に計画されている戦争に関する展示には、区民の所有している戦争体験資料の提供の呼びかけや、体験を語る企画など区民参画の視点で充実させること。

【14】財源確保策について

1. 都区間の財政調整については、東京都の理不尽な主張に屈することなく、基礎的自治体にふさわしい財源の確保を図ること。
2. 財政調整における特別区側への配分55.1%を大幅に引き上げるよう、23区共同して都に強力に働きかけること。
3. 財政調整における都心区需要の充実・拡大を図ること。

4. 国庫支出金における超過負担を早急に改善するよう国に要求すること。
5. ふるさと納税については、本来の趣旨が生かせるよう、「返礼品」競争の過熱防止や、富裕層優遇とならないように仕組みの見直しを国に要請すること。
6. 地方自治体の財政健全化のため、地方交付税制度の改善を国に要請すること。

【15】東日本大震災や全国各地の災害を教訓に、区民のいのちと財産を守るために

1. 災害発生時に、すべての区民・滞在者（視聴覚障害者も含め）にもれなく情報が伝わるよう、あらゆる対策を実施すること。特に、防災行政無線の難聴地域の解消をすすめること。
2. 全国の自治体と、災害時相互支援協定を結ぶこと。
3. 災害時要援護者への支援対策を強化すること。
 - ① 優先度の高い要援護者にもれがないよう、登録者名簿の精度向上および援護担当者の配置、資器材の配備、訓練など確実に機能する体制をつくること。
 - ② 区内の建設関係者の協力を得て、家具転倒防止器具の取り付け支援で設置した高齢者や障害者世帯を訪問し、家具転倒防止器具のチェックを定期的に行うこと。訪問した際、室内の安全性についてもチェックを行うこと。
 - ③ 設置支援については、全建総連東京都連港地区協議会及び東京土建一般労働組港支部の意見を聞き、仕事量に見合う費用に改善すること。
 - ④ 防災グッズの支給を行うこと（ホイッスルや非常ベル、ソーラー懐中電灯など）。
4. 津波から命を守るため、近くの避難場所として集合住宅や企業などに協力を要請し「津波避難ビル」の協定を結ぶこと。
5. 2018年3月に東京都が発表した高潮による浸水被害への対策を行うこと。

6. ガケ、擁壁の耐震化助成制度を規模に見合う助成額に改善すること。
7. 高層住宅の特性に応じた防災対策の充実のための支援を強めること。
新規マンションについては、事業者を設置させることは当然だが、既存マンションについては、要望に応じて次の支援を行うこと。
 - ① 備蓄物資の充実については、置き場の確保も含めること。
 - ② エレベーターが設置されているすべてのマンションを対象に、エレベーター内閉じ込め対策防災キットの設置助成をすること。管理組合も対象にすること。
 - ③ マンションの耐震化助成をさらに拡大すること。
8. 防災対策への助成について
 - ① 耐震診断・設計、耐震改修助成の対象・助成額の拡大を図ること。
また、無利子融資を行うこと。
 - ② 引続き、転倒防止器具の普及に努めること。普通世帯(2人世帯まで)についても、状況に応じて50ポイントの拡大を図ること。
 - ③ 耐震シェルターの設置助成、一部屋の耐震改修助成を行うこと。
9. 避難所について
 - ① 避難所運営については、国際基準「スフィア基準」を参考ではなく基本とした運営を行なうこと。
 - ② 感染防止対策として1人あたりのスペースを1.65㎡から6㎡に拡大することに見合う避難所を確保すること。
 - ③ 区民避難所(地域防災拠点)になる学校については、区民の生命を守ることを責務とする区として、機械警備頼みでなく、警備職員を配置すること。
 - ④ 備蓄物資の量と質の充実を図ること。
 - ⑤ 消費期限の近づいた備蓄物資を有効活用すること。
 - ⑥ プライバシーの保護対策を充実・強化すること。
 - ⑦ 簡易ベッドの備蓄については、避難者人数に見合うよう拡充すること。不足している数についての配備計画を明確にすること。
 - ⑧ 段ボールベットについては、必要数が確保できるよう、業界との協定締結を拡大すること。
 - ⑨ マンホールトイレを全域に設置するとともに増設すること。そして定期的な点検を計画的に行うこと。
 - ⑩ 介護の必要な人が安心できる施設を確保すること。

- ① 社会的弱者の人たちが安心して避難できるよう、ホテルや寺院などの協定をさらに拡大すること。

10. 帰宅困難者対策について

- ① 帰宅困難者については、国、東京都、港区とで連携をとるようになること。
- ② 区内大企業については、独自に宿泊施設や食料などの確保を要請すること。
- ③ 緊急車両の通行を妨げないように、道路の確保対策を東京都、23区全体で確立すること。また、大震災発生時の通行のあり方について、住民、事業者に徹底すること。

11. 危険な歩道橋を撤去するよう、関係機関に働きかけること。

12. 福島第一原子力発電所の重大事故による放射能汚染から、子どもと国民の健康を守る対策について

- ① 保育園や幼稚園、学校の水道水の調査を引き続き継続的に実施し、公表すること。
- ② 学校や保育園の給食食材の安全確保に配慮すること。
- ③ 牛乳については、メーカー毎に放射性物質の検査の実施と結果の公表を求めること。現行、放射性セシウム50ベクレル検出限界値の大幅引き下げを要求すること。あわせて、測定結果の数値を公表すること。

【16】東日本大震災をはじめとする被災地への支援対策について

- 1. 今後も被災自治体からの要請をしっかりと受け止め、万全の支援を行うこと。
- 2. 区内に避難されている住民への情報提供、相談は万全の体制で行うこと。

【17】原発から撤退し、自然エネルギーへの転換をすすめるために

- 1. 福島原発の事故は、原発と人間社会は共存できないことが明らかになった。すべての原発に反対し、「原発ゼロ」の決断をするよう国に申し入れること。
- 2. 汚染水対策は東電まかせにせず、国の責任で対応するよう申し入れるこ

- と。また、海への放出は絶対に行なわないよう要請すること。
3. すべての原発の再稼働、原発の輸出をやめるよう国に申し入れること。
 4. エネルギー政策は国の責任として国任せにせず、港区として、「原発に依存しない社会をめざす」という「脱原発をめざす首長会議」に参加すること。
 5. 太陽光発電など再生可能エネルギーへの転換を国に求めること。
 6. 自然エネルギー(再生可能エネルギー)利用の拡大をはかるため、さらなる助成の拡大と啓発を強めること。
 7. 再生可能エネルギーの区有施設への設置を大幅に拡大すること。当面、避難所となる学校等に「防災対応型太陽光発電システム」の導入をすすめること。国に財政支援を求めること。
 8. P P S (特定規模電気事業者)導入を計画的に拡大すること。環境への配慮や経済性等を考慮した電力調達を拡大していくこと。
 9. 庄内町(山形県)や白河市(福島県)との再生可能エネルギーの活用協定をさらに他市町村に拡大すること。